

2020 年 4 月 8 日

特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議
正会員の皆様へ

ESD-J 理事選挙についての公示

【選挙管理委員】
委員長 林 浩二
委 員 星野 智子
委 員 森 高一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、当法人は「特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育推進会議役員選出規程(以下、規程)」に基づき、役員選挙を行います。

当法人の役員は、定款第 13 条のとおり、5~20 名の理事と 1~2 名の監事を設置することができますが、次期理事体制は 15 人とすることが、2020 年 4 月 4 日の ESD-J 臨時理事会で、決議されました。

今回の選挙は、規程第 10 条により 10 名を選出するものです。p2 の 3. 日程のとおり、立候補を受け付け(規程第 11 条)、選挙管理委員会から候補者資料を電磁的方法(E メール)を通じて送付(規程第 12 条に基づく)、そして電磁的投票システムを通じて投票(規程第 13 条に基づく)という手順をとります。正会員は開票【2020 年 5 月 18 日(月)17 時~】に立ち会うことができます。

一人でも多くの正会員の皆さまが ESD-J の運営に関心を持っていただき、参画することができます、ESD 推進運動の活性化につながります。皆さまの積極的な立候補をお待ちいたします。

敬具

◆資料のご案内

P2-3 理事選出方法のご案内

P4-5 役員選出規程

◆お問い合わせ:

NPO 法人 持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J)

担当:横田 美保

E-mail: senkyo@esd-j.org

TEL:03-5834-2061 FAX:03-5834-2062

(テレワーク実施中のため Email でのご連絡をお願いします。)

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-38-5 日能研ビル 201

理事選出方法のご案内

1. 理事の役割

ESD-J の運営に関し責任を持つこと、ESD-J が掲げるミッションのために働くことが、理事の責務です。具体的には事業や組織運営の担当理事となり、事業の実施に責任を持って参画していただくことになります。

(定款、第 3 章役員等 をご参照ください。 <http://www.esd-j.org/download/teikan.pdf>)

2. 選出方法

有権者による選挙を通じた**理事選出枠 10 人**(定員 15 名)の選出をします。投票は本年度より電磁的投票システムを用いて行います。

3. 日程

4月 8 日(水)	理事選挙の公示
4月 26 日(日)終日	立候補締め切り (E メールでのみ受付)
5月 1 日(金)	「被選挙者名簿、投票についての案内」を E メールで送付
5月 16 日(土)23:59	電磁的投票システムによる投票の締め切り
5月 18 日(月)17:00	開票
5月 23 日(土)	理事会、理事による書面による新理事候補の確定
6月 13 日(土)	通常総会 (新理事案が議案として出され、採決されます)

4. 立候補の受付 (4月 26 日(日) 終日 まで 事務局宛てメール送信)

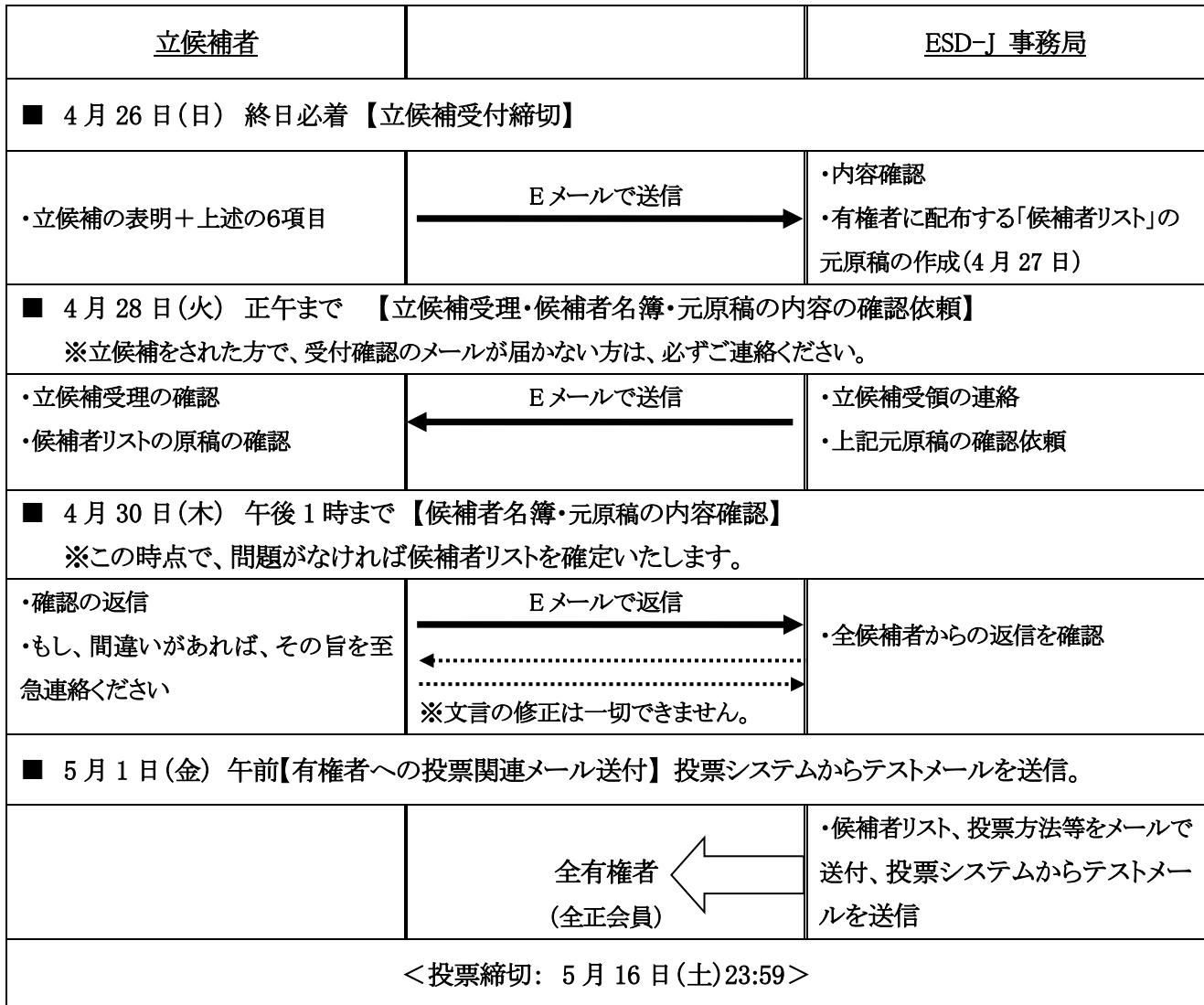
正会員の皆様は、立候補する資格を有しています。理事に立候補される方は、以下 7 項目をご記入の上、必ず E メールにて送付下さい。 【表題：理事選挙立候補（氏名）】 宛先: senkyo@esd-j.org

1)	会員区分：団体正会員 / 個人正会員のいずれか
2)	お名前(ふりがな)
3)	団体会員の場合：所属団体と役職 個人会員の場合：活動団体名
4)	主な活動地域（都道府県名）
5)	略歴(200 文字以内。字数厳守でお願いいたします)
6)	ESD-J 理事として貢献してきたこと(これまで ESD-J 理事を担ってきた方)、並びに今後 2 年間で貢献・実現したいこと (300 文字以内。字数厳守でお願いいたします) (担当を希望する地域ブロック、もしくは機能・立場についても記述してください。)
7)	連絡先 : 電話番号、E メールアドレス ※選挙事務に関してのみに使用し、非公開にします。

※ 連絡先は、立候補届けを受理後、4月 28 日(金)正午までに上記指定の E メールアドレスより受領確認のご連絡をいたします。「立候補受領確認」メールの着信が確認できない場合は、事務局へ至急お電話ください。

※ 立候補者から受領した上記(連絡先を除く)6 項目をまとめたものを、4月 28 日(金)中に立候補者に送付します。その時点で文面の変更はできませんが、原稿が間違いないことをご確認ください。

■ 立候補者確定までの流れ



※候補者リスト:「4. 立候補の受付」で例示した 6 項目(連絡先を除く)を、立候補の受付順に並べた文書。

■ 投票方法

立候補者名簿と投票方法に関する E メールを 5月 1日(金)に送付いたします。投票システムから 5月 16日(土)23:59までに投票をお願いします。(注) 投票システムからの投票ができない場合、至急事務局まで Email にてご連絡ください。

■ 開票

5月 18日(月)17 時~、ESD-J 事務局にて選挙管理委員が開票します。正会員は立ち会うことができます。新型コロナウィルスの感染拡大のため、Zoom による立ち合いを予定しております。立ち会い希望者は事前に事務局までご連絡下さい。

■ 結果報告

当選者氏名は、全ての立候補者と代表理事に即日報告とともに、速やかに ESD-J のメーリングリストにより公表いたします。新理事体制(案)は、6月 13日(土)に予定している通常総会の議案資料として全正会員に周知され、議案として承認の採決がとられます。

以上

NPO 法人持続可能な開発のための教育推進会議役員選出規程

第一章 総則

第1条 定款第14条に定める役員選出のため、同条の規定により本規程を定める。NPO 法人持続可能な開発のための教育推進会議（以下「会議」という。）の役員の選出は、以下の各条の定めにしたがって選挙と推薦によって行わなければならない。

第2条 役員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。

第二章 有権者

第3条 選挙および被選挙有資格者を有権者と呼ぶ。

第4条 有権者は、選挙公示日の前月末日時点において、理事改選前年度の会費を納めている団体正会員の代表権者及び個人正会員とする。

第三章 選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会の委員の定数は、3名とする。

第6条 選挙管理委員会の委員は、有権者の中から理事会が決定し、委嘱する。委嘱は、選挙実施年の3月末日までに行わなければならない。

第7条 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により定める。

第8条 選挙管理委員の任期は、委嘱された日から翌年3月31日までとする。

第9条 選挙管理委員会は、理事会の承認を得て、必要に応じ運営内規を定めることができる。

第四章 理事の選出

第10条 理事は、選挙による者（理事総数の約4分の3）と、選挙により選出された理事の推薦による者（理事総数の約4分の1）からなる。理事の総数および選挙により選出される理事数（以下「定数」という。）は、理事会が決定する。

第11条 選挙管理委員会は有権者から立候補者を募り、被選挙者名簿を作成する。

第12条 ① 選挙管理委員会は有権者に被選挙者名簿および投票用紙を書面または電磁的方法で送付する。
② 理事に立候補した者が定数と同数またはこれに満たない場合は、投票を行わず、当該立候補者を当選人と定める。

第13条 投票は無記名で選挙管理委員会へ所定の投票締切日までに選挙管理委員会の指定する方法に従い、書面または電磁的方法で行う。

- ① 理事選挙における連記数は定数以内とする。
- ② 連記数に満たない連記は、有効とする。連記数を超えた連記に関しては全て無効とする。

第14条 ① 当選の決定は、得票順とする。

- ② 最下位当選において同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。

第15条 ① 選挙管理委員会は、被選挙者に対し、選挙結果確定後速やかに、委員長名で当選通知を出さ

なければならない。

- ② 選挙管理委員会は、当選者を明記した選挙結果を理事会および改選の年の総会で報告し、総会の承認を得る。また、当選者を明記した選挙結果の記録を事務局に保管するものとする。

第 16 条 ① 選挙により選出された理事は、地域性や年齢、専門分野等を考慮して理事総数の約 4 分の 1 となる人数の理事を推薦し、総会において承認を得るものとする。

- ② 第 12 条②の場合、定数に満たない数の理事に関しても、選挙により選出された理事が推薦を行うことができるものとする。

第 17 条 改選前の代表理事は、改選の年の総会後に新理事会を召集しなければならない。

第五章 理事選挙の公示

第 18 条 理事選挙の公示は、改選の年の 4 月に選挙管理委員会の指定する方法に従い、書面または電磁的方法で行う。

第六章 改正

第 19 条 本規程の改正は、理事会が起案し、総会で決定する。

付則

1. 本規程は、2005 年 6 月 12 日より発効する。
2. 本規程は、2007 年 6 月 17 日に一部改定され、当日より発効する。
3. 本規程は、2010 年 6 月 12 日に一部改定され、当日より発効する。
4. 2014 年の理事改選においては、本規程の第 10 条にかかわらず、会員の選挙による選出は行わず、2012-2013 年度の理事会が選出する。
5. 本規程は、2012 年 1 月 14 日に一部改定され、当日より発効する。
6. 本規程は、2015 年 6 月 20 日に一部改定され、当日より発効する。